

(仮称) NW福島CC太陽光発電所設置事業環境影響評価方法書に対する  
環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第10条第1項の意見

1 総括的事項について

- (1) 本事業計画は、福島市松川町水原地内のゴルフ場跡地約60ヘクタールに35メガワットの大規模な太陽電池発電所を新規に設置するもので、樹木の伐採はコース内の最低限とし、土地の形質の変更も行わないとしているが、対象事業実施区域の西側は、磐梯朝日国立公園の特別地域に指定されている吾妻連峰東部の山林環境が連続する地域であることから、これらの自然環境へ相当な影響が生じないよう、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用する等、事業実施による環境影響を最大限低減すること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。  
また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。
- (3) 対象事業実施区域の周辺では、別の太陽電池発電事業も行われていることから、これらとの累積的な環境負荷について予測し、可能な限り環境影響評価に反映させること。  
その上で、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気象状況をふまえること。
- (4) 環境影響評価の予測及び評価に当たっては、太陽光パネル等設備の仕様や配置、使用する建設機械や運搬車両の種別や数量等について明らかにする等、事業計画を可能な限り具体的なものとして行うこと。  
また、設備の稼働が長期間に及ぶことを踏まえて、予測及び評価を行うこと。
- (5) 環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。
- (6) 太陽光発電事業については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないよう、事業者として自主的に検討・対応することが望まれる。

- (7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（F I T）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

## 2 大気環境について

- (1) 事業計画の具体化に応じて、大型車両が県道 52 号を通行する可能性が生じた場合には、調査地点を追加し、予測及び評価を行うこと。

- (2) 太陽光発電事業に係る騒音、振動については、パワーコンディショナー及び空調機器等が発生源となり得るものであるが、現時点では十分な知見が得られているとはいはず、確保すべき離隔距離についても明確なものはないことから、事業計画の具体化に応じて、保全措置等の必要性について検討し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に具体的に記載すること。

## 3 水環境について

予測及び評価に当たっては、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨等の場合を想定して行うこと。

なお、対象事業実施区域の排水は、旧ゴルフ場の既設備を利用することとしていることから、適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じて追加の保全措置を検討すること。

## 4 動植物・生態系について

- (1) 鳥類の調査に当たっては、ミゾゴイやフクロウなどの夜間活動性鳥類の調査は適期を外さないこと。

また、ヒバリ、セッカ等の生息が予測されていることから、なわばり記図法で繁殖密度を調査し、影響を低減するよう評価すること。

- (2) 猛禽類が事業区域を跨いで生息する場合には、餌資源量などを調査予測し、その採餌環境を太陽光パネル間又は残置森林との間に確保する等の保全措置を講じること。

- (3) 重要な種が確認された場合には、対象事業実施区域及びその周辺は広大であることから、事後調査の実施を複数年にわたるよう計画し、適宜環境保全措置を実施することを検討すること。

## 5 景観について

準備書の記載に当たっては、太陽電池発電所の可視領域を図示するとともに、主要な幹線道路等からの視認の可否を、フォトモンタージュ法等の手法を用いて、視覚的に理解できるよう工夫すること。

## 6 その他

- (1) 太陽電池発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果を準備書に記載すること。

なお、記載に当たっては、火力発電所との比較のほか、太陽電池発電所の工事に伴う樹木伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した樹木の風力発電所供用年数中の温室効果ガス吸収予定量も考慮すること。

- (2) 工事関係車両の走行等に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策に十分に配慮すること。

### (※参考 事業の概要)

1 事業者の名称	株式会社ノザワワールド
2 事業の名称	(仮称) NW福島 C C 太陽光発電所設置事業
3 事業の種類	太陽電池発電所の設置の工事の事業
4 事業の規模	35,000キロワット
5 対象事業実施区域	福島市

